

法務省民二第380号

平成20年2月4日

日本司法書士会連合会会長 佐藤 純通 殿
日本土地家屋調査士会連合会会長 松岡 直武 殿

法務省民事局民事第二課長 小川 秀樹

不動産登記規則第63条第1項柱書の法務大臣の定める場合について（通知）
平素、不動産登記の電子申請について、御協力をいただき、感謝申し上げます。
標記の件について、御照会が多いことから、下記のとおり御連絡しますので、周知方
願います。

記

不動産登記規則第63条第1項柱書の法務大臣の定める場合は、次のとおりです。

- 1 不動産登記の申請を電子申請でした場合において、登記識別情報通知書の交付を申し出たときは、当面、登記識別情報通知書を交付する方法により、登記識別情報の通知をするものとする。
- 2 1の申出をする場合には、その旨を申請情報の内容とするものとする。
- 3 1の場合において、送付の方法により登記識別情報通知書の交付を求めるときは、不動産登記規則第63条第3項から第9項までの規定に準じるものとする。